

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊池 孝君） 日程第1、報告第1号 平成27年度継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 報告第1号 平成27年度継続費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告いたします。

一般会計。2款総務費、1項総務管理費は住民交流拠点施設整備事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は8,435万6,000円で、その財源内訳は繰越金が5万6,000円で、特定財源として地方債が8,430万円であります。

以上、地方自治法施行令第145条第1項に基づく継続費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） おはようございます。

それでは質問させていただきます。

住民交流拠点施設、着々とまち家世田米駅のほうもできているということでございますが、総事業費についてお伺いをいたします。28年度当初予算までで、総額で今まで幾らぐらいになっているのかお聞きいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 24年度の公有財産購入費から始まりまして28年度まであるわ

けでございますが、今、報告いたしました27年度の繰り越しの分についてはこれから使う分もございませし、28年度の予算についてもこれから使うということですので、まだ見込みということでお答えをいたしますが、事業費やら補償費、賃金、役務費、工事費もろもろ含めまして2億6,900万ほどという現在の状況でございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 見込みということでございますが、大体、今現在までで2億6,900万円の予想だと。そこで質問いたしますが、残りの蔵1、これ歴史文化資料館、蔵2の多目的スペース、蔵3の外部トイレとか倉庫、あるいは外構工事の駐車場舗装等があるかと思いますが、この工事はいつごろ着工の予定でどのくらいの工事費を見込んでいるのかお尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 残り蔵3つと外構ということでございますが、今現在、旧菅野家住宅それから土蔵群ということで、国の登録有形文化財に申請をしておるところでございます。うまくいけば国の文化財審議委員会を通りまして、ことし中にはそれなりの結果が来るのかなということで期待をしておるところでございますけれども、文化財登録がかないますと、文化庁の、国2分の1の補助金が使えるということになります。ですので、その文化庁の補助金の2分の1と、あるいはその補助裏に過疎債を入れてというふうな形で残りの蔵3つ、それから外構工事、29年度の予算ぐらいで計画をしてはどうかなという、今のところは考えてございます。

以前は、それなりの計画で予算をはじいた部分もあるわけでございますが、3月補正の段階で残り工事の分は大体5,000万ぐらいというふうに見ておりましたけれども、その後、その文化財登録がかなった後で、またどういふふうにするかというような用途も変わってくると思いますので、それなりのまた試算をはじき直す必要があると思いますけれども、大体そのぐらいではないかというふうな見込みを見ております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、現在まで使われているのは2億6,900万円に、大体この蔵3つ、それから駐車場ということで大体5,000万ぐらいのところが見込まれるかと。そうしますと大体総体的には3億2,000万ぐらいから、恐らく黒石市のほうの松の湯のほうも視察研修をしてきたわけですので、松の湯やはりまち家世田米駅のような形ではあるんですが、それだけでも3億円かかったというふうにも見て来ておりましたので、よく精査

をしていただきながらやっていただければというふうに思います。

そして3点目の質問は、この蔵3つの活用の仕方、特にもギャラリーであるとか多目的の、使い方によって集客といいますか誘客がかなり違ってくるんだらうと思います。そこで、展示内容の企画についてですけれども、これはSUMICAさんに一任をしているということなのではないでしょうか。あるいは町民の声とか、あるいはそういう企画について検討する機会というものがあるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） これは当然、指定管理団体であるSUMICAさんの独自企画もあるでしょうし、あとは貸し出しということもございますので、町民の団体の方々の企画による催しといいますか、イベントといいますか、そういうふうな使い方も可能であるというふうに捉えてございます。

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成27年度継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（菊池 孝君） 日程第2、報告第2号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 報告第2号 平成27年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告いたします。

一般会計。2款総務費、1項総務管理費は世小の森公園立木移植等事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は164万2,000円で、その財源内訳は未収入特定財源でその他であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は町有財産解体事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は739万5,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として地方債が730万円、一般財源が9万5,000円であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は地方公共団体セキュリティ強化対策事業にかかわる

ものであり、平成28年度への繰越額は3,982万8,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金が550万円、地方債が550万円、一般財源が2,882万8,000円であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は地域づくり推進事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は350万円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は中心地域・中心商店街活性化事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は200万1,000円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は住民交流拠点施設整備事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は1,985万2,000円で、その財源内訳は一般財源であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は地域おこし協力隊設置事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は631万7,000円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

同じく2款総務費、1項総務管理費は集落支援員設置事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は1,141万4,000円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

3款民生費、1項社会福祉費は年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は3,389万4,000円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

6農林業費、1項農業費は食いくプロジェクト事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は266万6,000円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

同じく6款農林業費、1項農業費は下有住基幹集落センター解体事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は3,176万4,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として地方債が2,990万円、一般財源が186万4,000円あります。

6款農林業費、2項林業費は林業振興対策事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は589万9,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金が326万円、一般財源が263万9,000円あります。

7款商工費、1項商工費は木いくプロジェクト事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は872万円で、その財源内訳は未収入特定財源で国県支出金であります。

8款土木費、1項道路橋りょう費、急傾斜地崩壊対策事業は、28年度への繰り越し事業による事業額の繰り越しはございませんでした。

同じく 8 款土木費、1 項道路橋りょう費は橋梁補修事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は5,736万円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金が4,015万1,000円、地方債が1,540万円、一般財源が180万9,000円であります。

10款教育費、3 項中学校費は中学校机等整備事業にかかわるものであり、平成28年度への繰越額は660万円で、その財源内訳は未収入特定財源でその他であります。

以上、地方自治法施行令第146条第 2 項に基づく繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5 番、佐々木春一君。

○5 番（佐々木春一君） それでは質問させていただきます。

10款教育費の 3 項中学校費の中学校机等の整備事業に絡んで、木いくプロジェクト事業にも絡んでくるかと思われませんが、いまだ学校機の納品がおくれているというふうに伺っておりますが、その主な理由についてお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 中学校の学校の机と椅子の納品がおくれている理由ということでございます。

まず 1 つは、昨年度、最終段階に入りまして工業技術センターの試験を 3 回ほど受けてございます。3 回目の受検が 3 月になったものですが、最終的には平成11年度に前回納品している学校机と椅子に準ずる強度があるというふうに判断をして、強度については試験を終えてございます。現在おくれている理由に関しましては、秋に製作した試作品の天板等が温度や湿度によって反りが生じております。その調整のために納品期限が伸びているという理由でございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5 番（佐々木春一君） 強度を高めた、あるいは当初見込んでいた材料の品質の見直しということの説明でありましたが、それによってこの予算の変更は見込まなくても大丈夫、できるのでしょうか。お伺いします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 現段階においてこの予算の中で調整をしているという状況でござ

います。現在では補正の必要がないというふうに判断をしております。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ当初予定した納品日をおくれる、特に現場では新年度から納品できればという希望が大きかったらと思うんです。そういった意味で、ワーキンググループとかコーディネーターの役割がどうだったのかなというふうに疑問を持たざるを得ないこともあるわけですが、いずれ森林の町として当町が取り組んでいて、木のまちサミットも取り組んで、全国のいろんな事例がありました。東京都の檜原村や山梨県の早川町とか丹波山村、その辺でも大変デザイン的にもすぐれたものを見ております。

今後、住田の机をよその地域にも売り出していくということが地場産業の振興にもつながるというようなこともあって、いろんなそういう、あるいはそういう机を納品している業者等との連携も図ることが大切ではないかと思っておりますけれども、その辺の今後の進め方の見解をお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 学校の机と椅子について、将来の販売についてということでございます。

今回の学校の机と椅子を製作するに当たって、当初から販売の可能性を模索をしてきましたけれども、まず初めに町内の業者への仕事づくりということを中心に考えようということで今回は進めさせていただきました。町内で学校の机や椅子を製造できる業者さんの規模とか機械の整備状況、あるいは技術というものに対応できる学校の机や椅子をつくろうということ、まず今回は主眼に置いてやったところです。

また、外に販売をするというふうになりますと、幾つかの、クレームといいますか注文や問い合わせに対応をする体制づくりが必要になるかというふうに思いまして、初期の段階では、まずは町内に納品をする体制を整備をした後、外に販売する体制づくりを進めていくということで、学校の机と椅子の納品の後には、外へ販売する体制整備づくりを進めていくということで計画をしております。

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 2点についてお伺いします。

中ほどの2款の地域おこし協力隊、それから集落支援員等について。

まず、今まで集落支援員等3名ほど来られて、やはりなかなかなじめなくてお帰りになったということがあるわけです。それはどういう課題があったのか、受け入れ態勢とかそういうところもあると思いますし、本人もあると思うんですが、まずは町での受け入れ態勢、あるいは地元での受け入れ態勢というものが、どういう課題があったのかを検証しなければいけないだろうというふうに思います。

その点が1点ですし、もう一点は、先ほど5番議員が質問いたしました中学校等の机と椅子、机の件ですけれども、いずれ町内での仕事づくりからその先を見据えていきたいということですが、なかなか大量生産というのは町内では難しいんじゃないかというふうに思います。そういう意味でいろんな、つくると今度はクレーム処理とかそういう現実的な問題も起きますので、そこで余りその数に偏らないで、ふるさと納税の返礼品とか特定の物に限って木の町をPRしていくというふうなことも考えていくのもいいのじゃないかなというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 地域おこし協力隊、最初にどんな地域づくりをするからこんな人材が必要だという地域の思いが先にあって、それから地域でじゃこういう人を求めましょうと。そういったような形で人が来ると、その人材が求める地域はどうだったのかという部分で、何か双方のマッチングがうまく機能しなかったとか不十分だった、そういう点が今まではあったのではなかったのかなというふうに捉えております。

それらの反省を生かして、今回についてはその地域のキーパーソンの方々にインタビューをするという形から始めております。地域づくりの思いから、地域ではこんな人材が必要なんだと、どんな人材に来ていただいて、どんなスキルを持った人が必要なのかというところが出てくれば、お互いにそういう部分をマッチングさせることができるということで、現地の視察も含めてですけれども、面接にも地元の方々に入っていただくという態勢をとりながら、地域と人材のマッチングというものを十分考慮しながら、取り組みを進めたいというふうに考えてございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 双方のマッチングがうまくいかなかったと。ああ、農政課長。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 学校の机と椅子を大量生産するのではなくて、ふるさと納税の返礼品等の対応から始めてはどうかというご提案でございました。

学校の机と椅子をすぐにふるさと納税にというところは少し時間が必要かと思えますけれども、現在、木いくプロジェクトのほうで新生児への遊具のプレゼントをしているわけですが、そちらのほうは新聞報道等をお読みになった方々から個別に注文が来ているというような状況もございます。既に子供の玩具については、ふるさと納税の返礼品にしたらいいのではないかとということで、内部の中では調整を始めさせていただいておるところでございます。いずれ学校等机と椅子につきましても、販売ということではないにしろ外の人に出すこととなりますので、きちっとした体制の中でお届けできるような環境が整いましたら、随時そういう体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 地域おこし協力隊、集落支援員とかの件ですけれども、いずれその双方のマッチングがうまくいかなかったということで、これは役場のほうのこともあるかと思いますが、やっぱりその方々が地域のほうに入って活躍していただくということですので、地域の方々と受け入れ態勢がしっかりしていないとなかなか長続きしないのじゃないのかなというふうに思います。和歌山県の色川町なんかの例もございました。どういう人がいいのか地域の人たちが面接をしながら、いい方を責任を持って地域の人たちも決めていくというふうな形で進めていかなきゃならんだろうと思います。

それで今、世田米地区公民館のほうには、お二人の地域おこし協力隊が既に入っているわけですが、そのほかの五葉、上有住、下有住、大股地区ですか、こちらのほうではどのような人材の地域おこし協力隊が希望されているのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 地域おこし協力隊の募集につきましては、今、花巻等々のおこし協力隊の実績のある団体の方に、全国的な募集についてお願いしているわけですが、その方々がインタビューに各地区を回りました。キーパーソンと呼ばれる地域の方々にインタビューしたわけですが、これはこの方がキーパーソンだからと行政が言ったわけではなくて、地域で考えるキーパーソンという方々に聞いてくださいねということで、その辺から地域の考えを取り上げるという部分で取り組んでおります。

それで挙がってきたのが、大股でございますと交流人口拡大コーディネーターというような考え方が出てきております。木造校舎を活用したプロジェクトとか、イベントツアー、そういうふうなソフト面での企画実施をするので、あるいは体験できる企画の立案運営とかが

できるような交流人口拡大のコーディネーターというふうな形。

それから下有住地区は遊休農地利活用コーディネーター、既存の団体等とも協力をしながら遊休農地活用して、都市部からの農業体験の希望とか新規就農を受け入れながらコミュニティービジネスをやりたいなということで、それらを活用したプロジェクトとかイベントツアーの企画実施、コミュニティービジネスにできるような遊休農地の利活用のモデルの構築実証、これらのコーディネートができるような人材。

それから上有住地区につきましては、地域資源発掘プロモーターということで地域資源の掘り起こし、情報発信、地域資源を活用した企画実施などができるようなプロモーター、こういうふうな人材が必要だと。

それから五葉地区につきましては、観光資源プランナーという形です。地域の資源を活用した観光客の増加に向けた企画実施、滝観洞祭りとのタイアップの企画、それから滝観洞の楽しみ方の再発見、あるいは五葉山の魅力体験ツアーとか鉄砲隊とのコラボのようなこと、これらができるようなプランナーということで、そういうスキルを持った人材ということで地域からは挙がってきてございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 各それぞれの地域の希望される方が、どういう方かというので大体見えてきました。

いずれ今、挙げられた各地域のこういうものが達成されていくと、その総合戦略の各地域版になっていくんだろうというふうに思いますので、そういう意味で、ぜひこういう方々が早目に、10月と言いましたかね、来られて、地域版の総合戦略が実を結んでいくような形にぜひ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 次、7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 2点ほど。

6款の下有住基幹集落センター解体、これはいつ解体できるようになるのかと、8款の橋りょう補修、これ喫緊にやらなければいけない橋梁の補修というのはどこら辺にあるのか教えてほしいと思います。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） それでは2点について、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の下有住基幹集落センターの解体でございますけれども、今月末、遅くても7月の

頭には態勢を整えたいと、発注できるというふうに考えてございます。

あと、橋梁の部分でございますけれども、以前にもお答えをさせていただいているところがありますけれども、すぐにとりいう部分で毎年一、二橋ずつやっっていかなければならない部分があるんですけれども、今年度予定しておりますのは、昨年不調に終わりました坂本の長者洞橋、あとは大崎地区にある馬洗橋の部分について今年度は考えております。あと数橋やらなければならぬというふうには思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 橋梁のほうなんだけれども、不調ということは予算的に合わないのかな。ということは、何かといえば、補強だからそれなりの業者が限られるのかな。どうなんだ、これは。

もう一つ、地元の業者というのにできないもののような技術的なものあるのかな、そのところをちょこっと聞きたいんだけど。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 入札の部分で繰り越しになったわけですがけれども、一部の部分で折り合わなかったということで、現在それを調整中であります。

昨年度実施した工事も地元業者が入っておりますので、その部分については可能だというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

これで質疑を終わります。

これで報告第2号 平成27年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（菊池 孝君） 日程第3、報告第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分  
の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 報告第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告について説明します。

2枚目の専決処分書をお開き願います。

今回の専決処分は、平成28年3月31日に岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年5月9日に専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、承認第1号 平成27年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 承認第1号 平成27年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,608万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億4,079万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表により、地方債の補正を第2表によりご説明をいたします。  
まず、歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

2款地方譲与税368万3,000円の増、3款利子割交付金5万7,000円の増、4款配当割交付金94万1,000円の増、5款株式等譲渡所得割交付金101万5,000円の増、6款地方消費税交付金4,951万2,000円の増、7款自動車取得税交付金55万6,000円の増、9款地方交付税7,435万3……。

〔「自動車取得税は減でしょう」と言う人あり〕

○企画財政課長（吉田光也君） 減、失礼しました。55万6,000円の減でございます。9款地方交付税7,435万3,000円の増、10款交通安全対策特別交付金31万2,000円の増は、それぞれ額の確定によるものであります。

12款使用料及び手数料6万4,000円の増は、種山ヶ原体験交流センター使用料の計上によるものです。

13款国庫支出金679万1,000円の増は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の計上によるものであります。

16款寄附金2,212万円の増は、指定寄附金の増によるものです。

19款雑収入669万3,000円の増は、東日本大震災災害支援金の計上によるものです。

20款町債110万円の増は、過疎地域自立促進570万円の減、下有住地区公民館整備550万円の増が主なものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

3款民生費、6款農林業費、7款商工費は財源組み替えによるものです。

8款土木費2,000円の増は、町営住宅整備基金積立金の増が主なものです。

9款消防費は財源組み替えによるものです。

10款教育費1,000円の増は、教育振興基金積立金の増が主なものです。

13款諸支出金1億6,601万3,000円の増は、まちづくり応援基金積立金2,012万円の増、減債基金積立金1億3,920万円の計上が主なものです。

14款予備費6万9,000円の増は予算調整によるものです。

次に、第2表地方債の補正についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更です。

変更は、過疎地域自立促進事業は570万円減額し6,300万円に、消防屯所整備事業は130万円増額し4,810万円に、下有住地区公民館整備事業は550万円増額し3,720万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上、平成27年度住田町一般会計補正予算（第5号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 12ページの13款3目のまちづくり応援基金、今回2,012万ほどプラスの増額補正ということで、指定寄附金ということで9ページのほうにも歳入で載っているわけですが、この内容についてお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） まちづくり応援基金につきましては、ご承知のように昨年度から内容を変えましたけれども、前はふるさと納税の基金でございます。

町で活動している団体を指定して、その団体に寄附をするというふうな形で95%は団体に行きますけれども、5%は町づくり関係の町の補助金等の財源になるということの制度でございます。

それで、団体等に入ったお金ということで内容をお知らせいたしますが、昨年度申し入れがあった5団体に指定をされて入るお金が2,104万5,000円でございます。それから残りの分は旧制度での、例えば森林に使いますとかというような区分での寄附です。それらの総額が2,395万という内容になってございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 2,012万ということで多額な寄附をしていただいたわけですが、今まで、27年度までは登録をしている団体が5団体ということですが、町のホームページを見ますと新しいような方々も入っておりまして、地域人材支援財団というのがあるわけ

ですが、これはどういうふうな団体で、どういうふうな目的のために設立をされておるものでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 5団体と申しましたのは指定寄附があった団体が5団体で、昨年度末で6団体申し入れがありました。

6月現在ではこれに5団体加わりまして、現在は11団体ということになってございます。

お尋ねの地域人材支援財団でございますが、被災地支援ということで本町にいろいろお世話になっているNPOの団体が出資してつくった財団でございます。この団体の業務の収益を還元して住田町の人材育成に資すると、人材育成事業等で住田町を支援したいという目的でつくられた財団でございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） ホームページで見ますと、これ大変ありがたいことだなというふうに思いました。なかなか一般の団体ではやれないような人材育成、特にも主な活動内容というところを見ますと、地域の学生に対する奨学金の支給、あるいは奨学金受給者に対する人材育成事業、地域産業の振興発展、社会生活環境整備、復興支援とか災害被害者の支援と救援と、これは大変な団体の方々なんだろうと、愛知ネットの天野さんが代表をやっているということのようですので、これは教育委員会のほうにもお尋ねいたしますが、そうしますと地域の学生に対する奨学金の支給ということですが、この団体とも連携をしながら今後取り組んでいくという形になるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） この奨学金団体については、今のところ捉えておりませんので、連携というところは今のところは計画にないところでございます。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 平成27年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 平成27年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の改正が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、改正しようとするものでございます。

改正された関係法令等の改正骨子は、法人事業税の所得割の税率の引き下げ及び外形標準課税の拡大等、法人住民税の法人税割の税率の引き下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置の廃止等、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する税額控除制度の創設、自動車取得税の廃止、自動車・軽自動車税の環境性能割の導入、遊休農地等に係る固定資産税の価格の特例及び標準課税の特例措置の創設、個人住民税に係る徴収及び滞納処分の特例の拡充等でございます。

それでは、改正条文に沿ってご説明いたします。

改正する条例の部分の1ページをごらんください。

第18条、第19条の2は、法律改正にあわせて改正したものでございます。

第20条は納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金について定められたもので、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことによる所要の規定の整備でございます。

2ページ、第35条の2の部分は所得控除を定めた部分で、法律改正にあわせて改正したものでございます。

第35条の4の部分をごらんください。

この部分は法人税割の税率を定めた部分で、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴うもので、税率を100分の9.7から100分の6に改正しております。

第44条をごらんください。

この部分は普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更、または決定及びこれらに係る延滞金の徴収について定めた部分で、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとしたものです。

4ページ、第49条をごらんください。

この部分は法人の町民税の申告納付について定めたもので、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとしたものです。

5ページ、第51条をごらんください。

この部分は法人の町民税に係る不足税額の納付の手續について定めたもので、第49条と同様に計算の仕方を定めたものでございます。

6ページ、7ページの第56条、第59条は、法律改正にあわせて改正したものでございます。

第77条の部分をごらんください。

この部分は軽自動車税の納税義務者等について定めたもので、環境性能割の納税義務者等に規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をするものです。

8ページ、第78条をごらんください。

この部分は軽自動車税のみなす課税について定めたもので、法規定の新設にあわせて新設するもので、軽自動車税のみなす課税について規定したものでございます。

第78条の2をごらんください。

この部分は日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲について規定したものでございます。

現行の77条の2の部分でございます。

第78条の3から第81条の8については、法規定の新設にあわせて新設したもので、第78条の3は環境性能割の課税標準、第78条の4は環境性能割の税率、第78条の5は環境性能割の徴収の方法、第78条の6は環境性能割の申告納付、第78条の7は環境性能割に係る不申告等に関する過料、第78条の8は環境性能割の減免についてのものでございます。

10ページ第79条から、13ページ第87条の部分でございます。

この部分は現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

13ページ附則第6条から14ページ第10条の3は、法律改正にあわせて改正したものでございます。

14ページ附則第15条の2から附則第15条の6の部分でございます。

これらの部分は法規定の新設にあわせた新設でございます。附則15条の2の部分は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則第15条の3の部分は軽自動車税の環境性能割の減免の特例、附則第15条の4の部分は軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、附則第15条の5の部分は軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付、附則第15条の6の部分は軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、法規定の新設にあわせて新設したものでございます。

15ページ附則第16条の部分は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定したもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

17ページ、平成26年改正附則第6条の部分は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備でございます。

18ページから20ページ、平成27年改正附則第6条の部分は、町たばこ税に関する経過措置に関する部分で、所要の規定の整備をするものでございます。

附則として、平成28年4月1日から施行することとし、町民税に対する経過措置、固定資産税に関する経過措置、軽自動車税に関する経過措置を設けております。

以上、施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求

めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め  
ることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

この条例は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額対象範囲の拡大をしようとするものでございます。

新旧対照表の1ページの部分をごらん願います。

第2条をごらんください。

第2条は、課税額を規定している条項で、医療費分の限度額52万円を54万円に、後期高齢者支援金限度額17万円を19万円としております。

次に、第23条をごらんください。

第23条は、5割軽減、2割軽減について規定されている条項で、第1項は第2条と同様に課税限度額の引き上げにより軽減判定のための所得額を、医療費分について52万円を54万円に、後期高齢者支援金分17万円を19万円としております。また、第2号については5割軽減世帯の世帯員1人当たりの控除額について26万円を26万5,000円に、第3号については2割軽減世帯の世帯員1人当たり控除額について47万円を48万円としております。

附則では、施行日を平成28年4月1日とし、平成27年度分までの国民健康保険税については従前のおりで、平成28年度分以後の国民健康保険税について適用することとしております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今回の課税限度額の改正によって、課税額ではどの程度増収が見込まれ、またその軽減判定の基準の改正もあったわけですが、そういう減収ということもあるのかと思います。そうしますと増減どういう形になって、国保の収支というのに与えるのはどういうふうな影響があるのか、お尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） この改正による収税への影響ということですが、試算ということにしかありませんけれども、まず増の部分が8万円、減の部分が37万2,000円ほどに

なっております。

一応、これは現在のやつの試算ですので、実際のところどうなるのかというのは、実際のやつを計算してみないとわかりません。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 金額的にはさほどかというふうには思うのですが、増収分は8万円と、減になるほうが大きいと、37万2,000円ということで、大したその影響はないのかなと。減収分については保険基盤安定制度のほうから補填されるというふうな話も聞いておりましたというので。

それで、国保の基金についてもお伺いいたしますが、こういう基金の残高というのは、医療費とか後期高齢者の支援金の5%を確保すべきだというふうな国の指導といますかあるわけですけれども、町のほうの国保基金の残高というのは今後どのような形で推移をすると見込んでいるのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 国民健康保険財政調整基金の残額でありますけれども、今のところは6,000万円ほどとなっております。

この法改正による増減につきましては、今のところは試算はしておりませんが、金額が今、税務課長答弁したとおりでございますので、その改正による大きな増減はないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し

承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

その前におわびと訂正をさせていただきます。

日程第5、承認第2号の住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて質疑を行った後、質疑なかったわけですが「異議なし」と、正しくは「質疑なし」と、こういうように訂正させていただきます。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、承認第4号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 承認第4号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたし

ます。

この条例は東日本大震災の復興に係する事業等を実施する個人、法人の固定資産税の減免について、事業期間の延長を行うものでございます。

新旧対照表をごらん願います。

改正前に平成28年3月31日とありますものを、改正後平成29年3月31日と改めたものでございます。

附則として、平成28年4月1日から施行することとしております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、承認第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 承認第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

この条例は、行政不服審査法の施行により平成27年に改正した住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の附則の適用区分について、地方税法の一部改正に伴い適用する基準を改正するものでございます。

新旧対照表の部分をごらんください。

各条文に適用する基準が、平成28年4月1日以降に審査の申し出があった場合としていたものを、地方税法に規定する基準に適用する内容に変更するものでございます。

附則として、平成28年4月1日から施行することとしております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 住田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、県の子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要項の一部が平成28年3月31日改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

改正の内容ですが、平成28年8月診療分から県単独医療費助成事業の未就学児及び妊産婦の医療費助成に現物給付が開始されることによるものです。

それでは、対照表によりご説明いたします。

1 ページ、第2条は、第4号に未就学児の定義を加え、以下を1行ずつ繰り下げるものです。

第4条は、第1号で子供についての受給者の制限を加え、以下の条文を整理するものです。

2 ページ、第5条、給付の額は受給者負担額に相当する額を給付する受給者についての定

義を訂正するものです。

第10条は、一部現物給付開始による給付の方法を定めるものです。

次に、改正前の第11条、従来の償還払いの給付の決定についての規定を削除し、3ページ第11条から第15条は、条を繰り上げるものです。

附則として、この条例は平成28年8月1日から施行するものです。経過措置として、施行日前の受領については従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回のこの条例改正は、長い間県民が要望して実現になりまして、子供、妊産婦、重度心身障害者の医療費が現物給付となって窓口負担がなしで、急患であっても安心して病院にかかれるということで、大変歓迎するものでありますけれども、自治体では、特に当町では高校卒業時までの医療費無料化を進めているわけでありましたが、これらそれぞれの自治体で取り組んでいる部分についても現物給付がなされればと思うわけですが、けれども、その辺の今後の行方についてはどのように捉えておられるかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 本町では、高校生までの医療費を無料化しているということで、県内でもさまざまな取り組みをしております、高校まで医療費を無料化にしている自治体というのは8市町村と捉えてございます。最近は中学生まで拡大しているところもございまして、なかなか統一した支援ということにはなっていないところだと思っております。

県の子供の医療費の助成の対象は、未就学児及び小学生の入院のみが対象となっております、通院の、入院以外については対象とはなっておりません。小学生の入院については、平成27年8月に拡大されたところでございます。

県単医療費助成ということで現物給付が開始されるところでございますけれども、対象者を今より拡大するというような情報は今のところは入ってございません。県内統一した対応とはなっておりませんので、国保の運営主体である県において助成対象を拡大して、現物給付に結びつけていただきたいことを要望していきたくて考えておりますけれども、今のところ町単での現物給付の導入については、医療機関の負担も多いことからまだ考えていない

ところでございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） ただいま、いずれ自治体での軽減の年齢を引き上げている部分で県に要望していくということで、単独ではできかねるということがあります。

私たちも住民の運動と重ねて、できる限り自治体が医療給付の軽減に努めている年齢まで現物給付が可能になるように働きかけてまいりたいと思いますので、町村会等を通じながら県に引き続き小学生、中学生、高校生までの現物給付が実現できるように、ともに運動を進めていただきますようにご期待を申し上げます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正は、県のひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要項の一部が平成28年3月31日改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

改正の内容ですが、平成28年8月診療分から県単独医療費助成事業のひとり親家庭の未就学児の医療費助成に現物給付が開始されたことによるものです。

それでは、対照表によりご説明いたします。

1ページ、第11条は、一部現物給付開始による医療費の給付方法を定めるものです。

次に、改正前の第12条、従来の償還払いの給付の決定についての規定を削除し、第12条から第15条は条を繰り上げるものです。

附則として、この条例は平成28年8月1日から施行するものです。経過措置として、施行日前の受領については従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第11、議案第3号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第3号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、介護保険法の改正による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の一部改正に伴うものであります。

改正の主な内容は、地域密着型介護予防サービスのサービス名称の変更と介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、運営推進会議の設置の義務づけなどが規定されたものです。それに対応して本条例を改正しようとするものです。

改正する条文等について新旧対照表、主に改正後の欄により説明いたします。

1 ページ目、第7条第3項の次に新たに1項を加え第4項とし、当該サービスの内容を町に届け出ることを定め、改正前の第4項を繰り下げ第5項とし字句の変更をするものです。

第9条第2項は、法の参照条項の変更であります。

2 ページ目、第21条は字句の整理であります。

第37条は、第3項の次に新たに1項を加え第4項とし、サービス提供により事故が発生した場合の措置について定めるものです。

第39条第1項、第2項を新たに設け、第1項に運営推進会議の設置と運営について、第2項に記録の作成と公表について定め、これまでの第1項と第2項を繰り下げ第3項を第4項とし、さらに1項を加え第5項とし、提供施設居住者以外へのサービスの提供について定めるものです。

3ページ目、第40条第2項は、保存年限を2年間から5年間に変更するものです。また、新たに1号を加え第6号とし、報告等の記録について定めるものです。

第42条第14号は、参照する号の変更であります。

第44条第6項は、人員の基準について改正前の第1号から第4号を、改正に伴って字句を変更し表として整理して定めるものです。

4ページ目、第7項から5ページ目、第10項まで、字句の変更及び参照条項の変更であります。

第45条第1項は、前条第6項の改正に伴う字句の変更及び字句の追加であります。

6ページ目、第47条第1項は、登録定員を25人から29人に変更するものです。

第2項第1号は、字句を追加し表を加え、新たに登録定員25人を超える事業所について登録定員及びそれに応じた利用定員を定めるものです。

第62条は、第39条を改正することにより準用されることから削除するものです。

7ページ目、第64条第2項は、保存年限を2年間から5年間に変更するものです。

第8号は、第62条を削除したことによる字句の変更であります。

第65条は、参照条文の追加と字句の整理、第39条の改正による読みかえ規定の追加であります。

8ページ目、第66条第2項は第39条の改正による字句の変更であります。

第67条第2号は字句の追加であります。

第74条第1項は、例外的な場合の共同生活住居の数を3とすることができる条文の追加であります。

第85条第2項第7号は、参照条文の変更であります。

第86条は、参照条文の変更とそれに伴う字句の整理及び字句の変更であります。

9ページ目、第87条は字句の削除であります。

附則の改正は、新たに1項を追加し第5項とし、サービス提供に係る経過措置を定めるものです。

附則は、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 2ページ目の第37条で示されている運営推進会議のことです。現在、下宿にあるグループホームかっこうの中で、運営会議として町と介護福祉事業所、それから民生委員、周辺の地域の世話役の代表者というふうな方々で運営会議をやっているわけですが、ここで定められている運営推進会議についてもそのようなもので取り組むということに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） この条例に関しましては、介護予防に関する地域密着型ということになります。

かっこうにつきましても、同様にこれに沿った形で進められるということになります。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 住田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第12、議案第4号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 議案第4号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明いたします。

現公民館条例におきまして、世田米地区公民館の位置につきましては生活改善センターの位置に規定されておりましたが、この世田米地区公民館の位置をまち家世田米駅の位置に変更したいことから、本条例における世田米地区公民館の位置、公民館の使用許可、使用に係る規定を整備しようとするものであります。

第2条第2項の表につきましては、世田米地区公民館の位置を川向96番地1から世田米駅13番地1に変更しようとするものであります。

第4条につきましては、公民館の使用許可から世田米地区公民館に係る館長の許可を除くものでございます。

第5条につきましては、公民館の使用料から世田米地区公民館に係る使用料の規定を除くものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年6月20日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

3番、瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 施設のここでの公民館長の許可というふうな文があるんですが、施設のどこどこを自由に公民館長が許可できるかという形の確認をしたいんですが。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） まち家のほうの施設の使用、まち家の部分につきましては、指定管理者が施設の利用に関しては許可をするということになってございます。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） では具体的に言いますと、地区公民館長のほうに申し込みをして指定管理のほうの許可をもらってから許可をするという、そういうふうな流れになるということによろしいですね。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 地区公民館で使用できる部屋につきましては、交流スペースの部分につきましては、使用料も免除とさせていただきながら利用をさせていただくということにしておりまして、指定管理者のほうでの利用と調整をしながら使っていくということになります。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 住田町公民館設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第13、議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,692万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億6,092万円とするものであります。

歳入歳出予算補正を、第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

13款国庫支出金868万5,000円の増は、臨時福祉給付金給付事業費補助金420万円、同じく事務費補助金306万9,000円の計上が主なものであります。

14款県支出金364万2,000円の増は、地域経営推進費187万6,000円、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業補助金176万6,000円の計上によるものであります。

17款繰入金3,229万3,000円の増は、財政調整基金繰入金1,430万円、まちづくり応援基金繰入金1,799万3,000円の増によるものであります。

19款諸収入230万円の増は、コミュニティ助成事業助成金の計上によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

2款総務費2,307万3,000円の増は、コミュニティ助成事業補助金180万円の計上、住民活動支援交付金1,799万3,000円の増が主なものであります。

3款民生費726万9,000円の増は、臨時職員賃金116万8,000円、臨時福祉給付金等システム導入委託料、臨時福祉給付金420万円の計上が主なものであります。

4款衛生費4万2,000円の増は、臨時保育士賃金3万5千円の増が主なものであります。

6款農林業費447万6,000円の増は、いわて地域農業マスタープラン事業費補助金265万円、県南家畜保冷保管施設整備事業費負担金178万6,000円の計上が主なものであります。

7款商工費170万円の増は、経営アドバイザー報償費120万円の計上が主なものであります。

9款消防費179万5,000円の増は、費用弁償98万5,000円、コミュニティ助成事業補助金50万円の計上が主なものであります。

10款教育費28万6,000円の増は、自治公民館活動費補助金の増によるものであります。

12款公債費827万円の増は、過疎対策事業債繰上償還の計上によるものであります。

14款予備費9,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 3点ほどお伺いいたします。

まずは、9ページの6款農林業費の4目の畜産振興費の中の県南家畜保冷保管施設整備とか、あるいは管理運営負担金というのが載ってございますが、これは東北油化が倒産したことによるものと考えます。ここの各市町村の負担金というのはどのような算定で、算定方法と申しますか形で算出された金額なのか。

2点目は、7款の商工費の2目の商工振興費の経営アドバイザーの報償費にかかわってですが、この経営アドバイザーさんは、三木さんとかそういうところも何かかかわっているような話も聞いておりますが、具体的に今回はどのような企業を対象に経営アドバイスをするということなのかお尋ねをいたします。

3点目は、10ページの10款の教育費、公民館費についてですが、自治公民館活動費ということで、坂本の自治公民館もいろいろ補修があるということで、今回いろいろお世話になっておるわけですが、今回その補助率が40%から50%に変えていただいたとありがたいと思っておりますけれども、地域の実情を見ますと、空き家がふえたり、あるいは高齢化によって1人、2人の高齢者の方、あるいは年金で大変厳しい生活を送っていらっしゃる方々とか多くございます。できる限り町の補助率を7割ぐらいまで上げていただければ大変助かるなというふうに思っておりますが、今後のその方向性などお願いをいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） まず私のほうから、1点目、県南家畜保冷保管施設整備事業の負担金及び県南家畜保冷保管施設管理運営事業費の負担金の各市町村の負担割合の算定の方法について、ご説明をいたします。

先ほどの議員のご説明のとおり、東北油化が平成26年10月に業務停止になったことに伴っ

て、県が行うBSE検査施設と同一敷地内に共同施工することになった処理施設でございます。

県南地域へい獣処理協議会が実施するものですが、施設整備のほうの全体面積は318.78平米、そのうち県の帰属が約200平米、県南地域へい獣処理協議会の帰属の分が120平米程度です。施設の整備の全体事業費は約3億で、家畜保冷保管施設のほうが約1億円というような状況にあります。そういう中で、県南地域へい獣処理協議会のほうの面積割合での負担、県との案分の中で協議会のほうは13市町村7農協がございまして、敷地面積の案分のほかに自治体が2分の1、農協が2分の1の負担として、そのほかに均等割と使用頭数割により各構成員の負担額を算定しているものでございます。

それから管理運営事業費につきましては、県と協議会の利用面積割合に基づいて県がおおむね3分の2、協議会が3分の1の負担とし、それぞれの人件費を加算することにしてございます。協議会の人件費は、非常勤職員1名分を想定して積算をしております、構成員の負担割合については自治体が4分の1、農協が4分の1、利用者負担が2分の1として、均等割、頭数割によって算定された額をそれぞれ負担をするという内容になってございます。

それから2点目の経営支援アドバイザーの件でございます。

町が施策で建設している施設がございまして、その施設についての経営の安定化のための支援アドバイザーを派遣しようとするというものが1点。それから町が支援をして資金を貸し付けている事業体への経営改善、経営安定のためにアドバイザーを派遣をしようというものでございます。

具体的な施設名ですが、指定管理制度を導入している道の駅種山ヶ原ぼらんと、4月にオープンしました住民交流拠点施設まち家世田米駅ということになります。それから、資金を貸し付けている事業体につきましては、三陸木材高次加工協同組合につきましては、既に沿岸振興局の経営革新経営支援アドバイザーさんが、県の事業で派遣をされてございます。今回は協同組合さんりくランバーのほうの施設にアドバイザーさんに入らせていただくというもので、3施設ということになります。

補正予算措置ができましたから、来年の3月までに大体1施設1回程度回っていただくような形でご指導をいただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 公民館に対する補助率の引き上げということでございますけれども

も、今後、各地区におきまして地域の課題の掘り起こしとか、その課題の解決方法等、地域づくりの議論を行うということになりますので、この地域の課題解決の議論等も踏まえまして、補助率の引き上げも含めた中で公民館の支援のあり方という部分を総合的に検討する必要があるということ考えているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 先ほどの説明で補足をさせていただきます。

派遣につきましては、月1回程度各施設を回るという予算の積算をしております。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 県南家畜保冷所の件につきましては、そうしますと町内の家畜、畜産をやっている農家の方々、今後、処理の場合に搬送費とか処分費というのは、どの程度影響があるのかないのかをお聞きいたします。

経営アドバイザーにつきましては、いずれ県の方々とともに、また町でも独自にこういう経営アドバイザーを今回採用するということですから、経営がうまく乗っていくようにぜひ期待をするものでございます。

自治公民館の活動費の補助金ということで、今後その小さな拠点づくりという中で一緒に考えていきたいということで、いずれ今、かつてはその公民館とかで山を持ったり、木を売って何とかお金にかえてやっていたんですが、それもままならないと、木価が安くて何ともならないというふうな状況がありますので、その点もぜひ考慮していただきたい。

それで、自治公民館の活動費の補助金ということで、今までは建物でしたね、建物のみ主だったんですが、例えば自治公民館には花壇の整備をすとか、あるいは外の駐車場全体とは言いませんが、例えば東峰公民館さんのように入り口のところが砂利で流れて、何とも毎回大雨が降ると困っている、そういうふうなところもあるわけです。外部のところも必要な部分が、ぜひ補助の対象に検討していただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） それでは私のほうから、県南家畜保冷保管施設の利用についての畜産農家への影響ということですが、この負担金につきましても、この数値はまだ確定値ではございません。現在も調整中の数値でございます。

従来の利用料を見ながら設定をしている負担割合というふうに捉えてございますので、今

後調整する中で多少の変化はあると思いますけれども、大きく農家さんに影響するというものではないというふうに捉えてございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 公民館の部分ですけれども、公民館の砂利、敷居とか、それから花壇の整備等につきましてでございますが、基本的に建物以外の部分につきましては、現時点では公民館のほうに対応をお願いしたいと考えております。

公民館の補助については、やはり住民の負担が大きい部分での公民館の新築とか改築とか増築とか、そういう部分で対応してまいりたいと考えております。ただ、簡易なものにつきましては、地域との協働の部分で原材料等の現物支給の考え方はあるものと思っております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 1点だけ、9ページ。

消防費のプロポーザル選定委員会等委員報償費という31万、これは今後、分署のほうに対してのご意見やいろいろな面での人の、何と言うのかな、どんな人間を選ぶのかなというふうに興味がありますが、どういうふうな人を委嘱してやろうとしているのかなと、そのところだけちょっとお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 9ページに計上しておりますプロポーザル選定委員会等委員報償費でございますが、ご質問のとおり住田分署の建てかえに伴いまして、一般質問でもお答えをしておりますが、設計の業務につきましてはプロポーザルで業者選定をしたいということでございます。そのための委員報償費の計上でございます。

それで委員についてでございますが、7名ほど予定してございます。専門の大学の先生方、一応予定では3名ほど、あとは消防関係2名、そのほか町職員2名ほど、合わせて7名ほどを予定した予算の計上ということになってございます。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） プロポーザルではいろいろな施工というかアイデアというか、そういうふうのが出てくるんだろうと思うんだけど、それでこの7名の人たちがどういうふうな施工方法を採用するのかというのはわからないわけだね。その中で大学の先生、消防だ、

職員だと言うんだけど、将来的に、私の言わんとしているのは、その新工法のCLTのほうをご理解の上の消防職員にせよ、何にせよ、そういうふうな人間が選定されるものかなとか、そういうふうなことが危惧されるわけでございます。

それにつけ加え、今後将来的にお願いしておきたいと思うのが、やはり住田町そのものからの大工さんでもそれなりの人も選定の中に入れながら、将来そういうふうな形の構造体のものが施工されるとなれば、その組み立てのほうにも入っていけるような人に委嘱すべきじゃないかと思っておりますので、その点のほうも考慮してもらいたいと思っておりますが、いかがなものございましょうか。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） プロポの審査委員へのいろいろなご提言でございますが、先ほどご説明した大学の先生方につきましては、それなりの高度な専門的な知識がある方でございますので、そういった現在の最新といいますか新しいような工法につきましても十分な知識をお持ちの方々と認識してございますので、その点の懸念は大丈夫かなというふうに捉えておりますし、あと、今回の審査に当たりましては、1次審査は書類審査、2次審査はヒアリング審査を計画してございます。それで何社応募されるかにもよりますけれども、これから募集を開始するわけですが、2次審査のヒアリングにつきましては公表をしてヒアリングをしたいと。庁舎の際には公表までは行いませんでしたが、そういった公表を行いながら業者側にプレゼンをしていただいて審査をするというような、そういった透明性を確保しながら審査に当たりたいというふうに考えてございますので、さまざまな懸念もあろうかと思っておりますが、できるだけその懸念を払拭するようなやり方、手続を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

3番、瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 3点についてお伺いしたいと思います。

8ページの6の企画費の中の住民活動支援交付金にかかわってなんですが、新しくスタートして、当初の予定よりもずっと大きいわけなんですけれども、大きくなったその理由と、どんな支出計画かについてお伺いしたいと思います。

それから、その下の総務費の個人番号カードにかかわっては、国庫支出金の分だとは思いますが、今の町内の状況、それから新聞、テレビ等でトラブル等々の報道がされましたが、住田においてはそれが無いのかどうかの確認をしたいと思っております。

もう一つ、今7番議員が話したプロポーザル、後ろのほうに旅費の分が98万5,000円ほどあるんですが、やはり大きな事業でございますので、きちんと意見等々を入れたいなというふうに思いますので、タイムテーブル等々を、あるんであれば教えてほしいなというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 住民活動支援交付金につきましては先ほども答弁申し上げましたけれども、町内で活動している団体を指定して寄附をするということで、27年度中に指定をされてお金をいただいた分を、それぞれの指定された団体に交付をするという予算になってございます。

指定された団体は5団体ございまして、事業が大きくなったというのは金額が大きくなったという意味だと思うんですが、そのぐらいの金額が寄せられたということになってございます。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 私のほうからは個人番号カードの委託交付金の補正についてご説明いたします。

現在といいますか、5月24日現在でカードを申請された方は533人ほどいらっしゃいまして、交付は370件、交付率69.4%となっております。カード発行に関する住民トラブルですが、住田町のほうでは大きなトラブルはないと捉えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 住田分署の設計業務へのプロポーザルのスケジュール、今後のスケジュールということのご質問でよろしいでしょうか。

今回のプロポーザルについては、今月末から公募を開始したいと思っております。7月下旬までの期限での公募開始を考えてございます。それで1次審査につきましては7月下旬ごろ、2次審査につきましては8月上旬ということで、8月中には設計業務の発注を行いたいと考えているところでございます。加えて、一般質問の答弁でもお答えしてございますが、来年29年の3月議会には工事請負契約の議案を提案できればなというようなスケジュールで考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） ここで3番、瀧本正徳君の再質問を保留し、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました3番、瀧本正徳君の再質問を許します。

瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） それでは初めに、住民活動支援交付金にかかわってなんですが、指定給付ということで、ある団体等の、これに使ってくださいというような形のものということはそのとおりでわかっているんですが、その補正予算の形というのは、本来当初予算で組んで、いろんな事情がある中で変わってくるというふうな形が補正予算なのかなというふうに思っているものですから、それで指定寄附でこの団体にこれを使ってくださいという場合は、こういうふうな形で補正で組んで、補正での支出になるのかというあたりを教えてくださいなというふうに思います。

カードについてはいいんですが、消防の常備消防にかかわる費用弁償についてなんですが、いずれ多くの意見を、住田らしさを出せるような形が必要なのかなということを常々思っていますし、大きい建物というのは、まず改善センターをやって、この後図書館と、それからその後に温泉が出ればまた別なんですが、いずれそういうふうな形で、大きいのは当面まずここだということになりますんで。そういう意味では、今からの住田をアピールするためのものにしたいなということですので、ぜひともこの分については、決まってから意見を聞くんじゃなくて、広く意見を聞く工夫をするということなんで、委員メンバーもそうですし、あわせて今町はこういうことを考えているんだと、そのためにプロポで委員を委嘱すると、いろんな道のプロがいると思いますが、その部分を教えてください。

要するに今、町の消防分署についてはこういうふうな形のものにしたいというつもりで、町の心構えを出して、示して委員に対応してもらおうというのが当たり前だと思いますんで、その辺の考え方を教えてください。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 住民活動支援交付金についてでございますが、先ほど3月末の27年度の専決処分の承認いただいた部分で、27年度の金額が確定したわけです。それを28

年度に指定された団体の方々に交付をするといった意味で、確定した金額をこの6月補正に載せたということでございます。ですから、1年間この団体にとりうにしたいだいたお金を、1年間分を次の年度の6月の補正でもって確定した金額を出して交付をするというふうな形でございますので、そういうことでございます。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 住田分署建設にかかわってのご質問にお答えをいたします。

現在予定しております専門的知識を有する大学の先生方については、単純に建物1棟を建てればよいという考えではなくて、やはり役場庁舎あるいは昭和橋等、世田米商店街なども含めた地域全体までを含めた中で住田分署の建物はどうあるべきかというような広い視野に立てって考えていきたいというようなご提案をいただいております。

また、一般的にはプロポで業者を選定すれば審査員の方々はそれでお役御免ということですが、先生方はその発注後においても、本町と業者とのやりとりにもご支援をいただけるような申し入れをいただいておりますので、そういった面では、単純なプロポーザルの選定ということではありますけれども、広い視野に立った今回の業務発注ができるものと思っております。

それから、先ほどの7番議員の答弁でも申し上げましたが、2次審査については公開を予定してございますし、その後につきましても、設計案等が出た際には、交流プラザへの掲示とかそういったのものであれば考えていきたいなというふうに思っております。

広く意見を聞く機会というご提言でございましたが、できる限り考えてまいりたいと思っております。

○議長（菊池 孝君） ここで保健福祉課長より、議案第3号において5番、佐々木春一君の質問に対する答弁について訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 先ほどの第3号議案での5番、佐々木春一議員への答弁で、今回改正の条例がグループホームかっこうに適用されるような答弁をいたしました。訂正いたしまして、グループホームかっこうについては別の条例の規定によって運営会議の開催など運営されているものです。すみませんでした。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第14、議案第6号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第6号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,536万6,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書からをごらん願います。

初めに、歳入について説明いたします。

3款2項国庫補助金40万3,000円の増は、特別調整交付金の増でございます。

次に、歳出について説明いたします。

1 款 1 項総務管理費40万4,000円の増は、一般管理費、国民健康保険電算委託料のシステム改修委託料でございます。

2 款 1 項療養諸費は財源組み替えでございます。

12款 1 項予備費1,000円の減は、予算の調整によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5 番、佐々木春一君。

○5 番（佐々木春一君） 今回の補正予算、2 款保険給付費については財源組み替えでありますけれども、この関連で、今回上代医院がこの6月で閉院するとしております。このことよってかかりつけ医師がいなくなると、一般的に療養給付費が多くなるという事例も伺っておりますので、今後の対応、対策について検討されている部分がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議員ご質問のとおり、上代医院が6月いっぱい閉院するというところでありますし、4月から実際に休診ということで、事実上閉じた状態となっているところであります。

ご指摘のとおり、ほかの病院に行くということになりますので、初診料等が新たにかかって、その分で増加するのではないかなというふうに思われます。住田地域診療センターにおきましても、患者が増加していると聞いております。ただ、給付費はそうように増加いたしますが、一時的なものと捉えております。懸念されるのは、閉院によってほかの病院に行かなくなるといったことが懸念されますので、そういったことのないよう、受診控えとならないよう、町民の上代医院に行っている方々には、お願いして別の病院のほうの受診をお願いしたいというふうに思います。

それから、保健福祉課が関係する会議、在宅医療連絡会議、これは主なところの県立病院、それから地域診療センター、それから町内の介護施設等も入って、包括も入っての会議であります。そういった中でもそういった診療センターでの患者増というのが協議されておりますので、各方面でその対応について進めていくこととしております。

そういったことで、関係機関とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。実際に進めておりますし、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 町といたしましても、開業医の閉院ということで対応については難しい面はあるだろうと思うんですけども、いずれ地域医療をこれまで担っていた病院が閉院するというので、今後の住田の地域医療を考えた場合に、既存の医療施設のみでなく、これにかわる医師確保等についても進めて取り組まなければならないというふうに思うわけでありまして、現段階での医師確保等の検討された内容があればお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） これまでも閉院の申し入れを受けまして、気仙医師会会長、それから大船渡病院院長、それから町内であれば櫻井先生といった方々と相談なり、それから要望ということも挙げております。応急的なものは気仙医師会等にどうかご協力いただきたいということで申し入れておりますし、それから医師確保になるまでの間、診療センターでの受け入れ等、大船渡病院のほうにも申し入れしております。

それから、医師確保に当たっては、町長以下それぞれ関係するつてを探しながら確保のほうに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、

原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第15、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、住田町消防団第4分団第3部の消防ポンプ自動車を更新しようとするものであります。

第4分団第3部は下有住中上地区に屯所があり、現在配備しております消防ポンプ自動車は平成9年に購入したもので、20年目を迎え老朽化等が進んでおります。最新の機能を装備した車両に更新を行い、地域の消防防災力の充実強化、団員の士気の高揚を図ろうとするものであります。

購入に当たりましては、県内の消防車両取り扱い業者9社による入札を行った結果、一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長、千葉憲一氏から、消防ポンプ自動車1台を1,927万8,000円で買い入れしようとするものであります。なお、納入期限は12月15日であります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第16、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。

取得する目的は、平成22年4月より住田町コミュニティバスで運行しております八日町遠野駅線車両が10年以上経過をしており、車体の老朽化やたび重なる故障などによって安全な運行に支障を来していることから、これを更新し、円滑なコミュニティバスの運行の確保を図ろうとするものであります。

取得する財産は、小型バス車両1台、取得予定価格は987万2,050円であります。契約の相手方は岩手県大船渡市猪川町久名畑4番地92、岩手三菱ふそう自動車販売株式会社大船渡営業所、所長、吉田茂寿であります。取得の方法は買い入れ、納車は平成28年11月25日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） コミュニティバスにかかわりまして、質問させていただきます。

ただいまのこのコミュニティバスは八日町遠野線ということでございますが、ただいま走っております八日町遠野線の上郷の産直さんありますね、それと上郷のローソンさん隣にあります。赤羽根トンネルを過ぎて行って間もなく。今コミュニティバスはどういう路線を走っているかという、340号の国道を横切るような形で平野原のほうですか、上郷の青笹のほうから平野原のほうに走っております。

それで、関係者のほうのいろいろな話を聞きますと、あそこのところは非常に危険な箇所ということで、去年は死亡事故も発生をしておりますし、冬場になりますと横断をするのにかなりふぶくということもあります。それから、遠野のほうの市道になると思うんですが、道路がちょっと狭いということでもなかなか横断ができないというふうな状況があります。

そこで提案なんです。最近早池峰バスと同じ路線を走っているんですけども、現在は住田町のコミュニティバスが走る前にその早池峰バスさんがお客さんを拾っていくというふうなことで、以前よりは乗る方が少なくなっているということもありますし、先ほどの交通量、あるいは冬場の見通しが悪いと、事故もあるということで、路線の見直しを検討してみたいかなのかなと思います。要するに、住田町から遠野病院、あるいは遠野駅に直行便ということで、そういうことの検討も必要なのじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） お尋ねのそのルートについては、もともとバスのルートで、後から何かバイパスができたような、そういう地形的な問題もあるようですけれども、私どもで把握している部分につきましては、コミュバスしか走っていないので運行をやめられると何もなくなると困りますという遠野市側の意向、これは確認しているところでございます。

それから遠野市のルートは遠野市の意向に沿う形で運行しているものでありますし、乗客の例えば利便性、安全性の確保上から運行形態を見直しという遠野市側の意向があるのであれば、それぞれ遠野市でも住田でも地域公共交通会議という場で協議をして、ルート設定を変更するということになりますけれども、いずれ遠野市のほうでも同様の会議を持つ、そういうふうな考えは今のところないというふうに確認をしているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 詳しくは現状把握をしていただいて、関係者からぜひお話を聞き取っ

てください。それから対応していただきたいと思います。いずれその安全策については特に  
も気をつけなければいけないのかなというふうに思います。

それで、その安全策についてですけれども、今回購入する小型バスですが、運転席側の左  
右の窓ガラスに熱線が入っていると非常によろしいんだそうです。結局、私ら乗用車は乗っ  
てすぐ手が届きますから、曇った場合は手で、布巾で拭き取ることは可能ですが、助手席の  
ところも可能ですが、バスは何せ幅があるものですからなかなかそれができないと。  
これが遠野のような特にも寒いところで乗客さんが乗りおりをすると、すぐ曇るんだそう  
です。左側が見えないということで非常に危ない点もあるということで、できればその左右の  
運転席側の窓ガラスに熱線を入れていただきたいというふうな要望もあるわけですが、その  
辺いかがでしょうか。今回どのように検討されておりますか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） ご承知のようにバスの仕様については、ピンからキリまでと  
申しますか、さまざまな仕様を持った、特徴を持ったバスの形態がございます。それで、今  
回取得するバスと同等のものをいろいろ調べたんでございますけれども、確かに曇りどめの  
ヒーターがついた仕様になったバスもございます。ただ、比較しますと600万くらい金額が  
違います。というわけで、それを装備した車、確かにあるんでございますけれども、その  
600万の違いを、価格の違いを超えてまで選択するという必然には至らなかったというこ  
とでございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 600万の差額があるということです。ちょっとちゅうちょするという  
のもわかります。ただ、やはり安全ですね。バスの場合は乗客も乗っておりますので、ぜひ  
安全面の点から、例えば熱線のヒーターにかわるものがもしあるとすれば、いろいろまず考  
えて検討していただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 熱線がついたバスというのは、先ほど申し上げましたとおり  
ある会社の仕様を持ったバスなんでございますけれども、路線バスを見ても、その熱  
線がないバスのほうがほとんどという気がしております。ですから、通常の例えばエアコン  
操作であるとかそういうふうな形での曇りどめ、あるいは何と言うんですか、塗るものを使  
ったような曇りどめのやり方、そういうふうなさまざまなやり方を通して安全対策をしてま  
いりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊池 孝君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第5回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時26分